

**新型コロナウィルス感染症に対応した
伊丹市立学校園の再開後の対応について
[保護者向け] (Ver.2)**

令和2年（2020年）9月
伊丹市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症による感染者が9月の時点で、世界で2,500万人を超える、1日に約25万人ずつ増え続けています。我が国においても、東京や大阪などで、再び感染者が増えるなど、感染症の専門家は、「第2波の真っただ中にいる」と述べています。

学校園においては、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、手洗いや咳エチケット、3密の回避、こまめな消毒など「感染症対策」に全力で取り組んであります。

新型コロナウイルス感染症への対応は、国内外の感染状況を見据えると、今後も長期的な対応が求められることが見込まれます。

こうした中で、文部科学省において、最新の知見に基づき、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくために、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.8.6 Ver.3）」が作成されました。

これを受け、本市におきましては、上記の「衛生管理マニュアル」に基づき、『新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園再開ガイドライン』の一部を改訂し、「四訂版」（レベル1相当対応）を策定しました。

保護者の皆さんには、現在の学校での具体的な取組を理解いただくために上記ガイドラインの改訂に基づき、「新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園の再開後の対応について（保護者向け）」を改訂しました。

今後も、新型コロナウイルスとうまく共生しながら、教育活動を展開していくなければなりません。保護者の皆さんのご理解とご協力を得て、円滑な教育活動を実践できるよう全力で取組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

令和2年9月

伊丹市教育長 木下 誠

目 次

1 基本的な感染症対策について	-1-
(1) 感染症対策		
(2) 出席停止等の扱い		
(3) 医療的ケアを必要とする園児児童生徒や基礎疾患等のある園児児童生徒への対応		
(4) 臨時休業		
(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別		
2 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	-4-
(1) 各教科等		
(2) 部活動		
(3) 給食		
(4) 清掃活動		
3 学校教育活動について	-6-
(1) 長期休業		
(2) 学校行事		
(3) 学期の設定		
(4) 再開後の取組		
(5) 再び臨時休業となった場合の対応		
4 幼稚園において特に留意すべき事項について	-9-
5 その他	-10-
(1) 学校園施設の施設開放		
(2) 就学援助等		
(3) 「児童くらぶ」等のための教室の活用等		
保護者の皆様へ（協力のお願い）		

1 基本的な感染症対策について（主な内容）

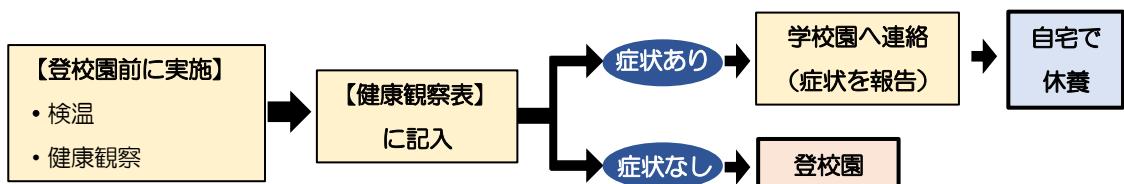
（1）感染症対策

1) 基本的な感染症対策の実施

① 感染源を絶つ

- 登校園時に健康観察表による健康確認を行う。

※ 検温、健康観察を忘れて登校園した場合は、学校園で検温及び健康観察を行う（サイン漏れを含む）



- 登校園後に発熱や風邪症状等が見られた場合は、家庭へ連絡し、自宅で休養する。

※ 感染拡大防止のため、待機場所を設ける

※ 児童生徒は、迎えまで待機場所で待機させる

② 感染経路を絶つ

- 正しい手の洗い方を指導し、石けんなどを使ったこまめな手洗いを徹底する。

（登校後、外から教室等に入る時、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共用のものを触った時等）

- 手指で目、鼻、口ができるだけ触らないようにする。

- 咳エチケットの指導を徹底する。

- タオルやハンカチ、文具などを共用しない。（用具の貸し借りをしない）

- 学校園生活において通常、マスクを着用する。（色や素材は制限しない）

【マスクの着用に関する留意点】

- 気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日等により、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

※ マスクを外した場合は、換気や園児児童生徒の間に十分な距離を保つ等の配慮が必要となる

※ 園児児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導する

- 体育の授業において、原則マスクは着用しない。

※ 児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクを着用してもよい。但し、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する

- 休み時間に呼気が激しくなる活動をする場合等は、マスクを着用しなくてもよい。

- マスクを外すときは、ゴムやひもをつかんで外し、手指にウイルスがつかないよう、なるべくマスクの表面には触れないようにし、清潔に保つ。

※ 外したマスクは、内側を折りたたんで清潔なビニール等に置いたり、持ち運ぶ際は袋に入れたりするなど、清潔に保つ

- マスクを捨てるときは、マスクの表面には触れないようにし、ビニール袋等に入れて密閉してから捨てる。

- マスクを外した後は、必ず石けんなどを使って手を洗う。

- ・消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、過度な消毒とならないよう配慮する。
- ・大勢がよく手を触れる箇所は、除菌用アルコール製剤や次亜塩素酸ナトリウム、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を使って消毒する。(ドアノブ、手すり、スイッチ 等)

③ 抵抗力を高める

症状の軽減や発症予防の観点から、身体がウイルスに攻撃された時に備え、普段から身体の抵抗力（免疫力）を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける。

2) 集団感染のリスクへの対応

これまでに集団感染が確認された場に共通する、3つの密（密閉・密集・密接）が同時に重なる場を徹底的に避けるとともに、1つ1つの条件が発生しないようにする。

また、緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向について政府が分析した結果から、学校においても「3密」と「大声」に注意する。

- ・気候上可能な限り常時、2方向の窓や教室等出入口をそれぞれ1つ以上開けて換気する。
※ 授業（保育）中は必ずしも広く開ける必要はないが、休み時間ごとに窓を広く開けて換気する
- ・換気した際には、衣類による温度調整にも配慮する。
- ・教室等の机は間隔を空けて配置し、身体的距離を確保する。
- ・間近で会話や発声ができるだけ控える。

(2) 出席停止等の扱い

1) 出席停止扱いとするもの

・園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は、「治癒するまで」とします

・園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は、「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします

・園児児童生徒が保健所の指示によりPCR検査を受診した場合

※ 出席停止の期間は、「陰性であることが確認されるまで」とします

・園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は、「症状が改善するまで」とします

・同居者が濃厚接触者に特定された場合、又は保健所の指示によりPCR検査を受診した場合

※ 出席停止の期間は、「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします

(3) 医療的ケアを必要とする園児児童生徒や基礎疾患等のある園児児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする園児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）については、特に配慮が必要である。

- ・「医療的ケア児」や「基礎疾患児」の登校園は、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に判断する。
- ・登校園すべきでないと判断された場合、出席停止の扱いとする。
- ・校園外活動を実施する際は共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所を避ける。

(4) 臨時休業

- ・学校関係者の感染が確認された場合、保健所と連絡をとり、学校園の対応について協議し、必要に応じて当該学校園の全部または一部を臨時休業とする。

※ 引き続き保健所による調査が実施される場合は、翌日を休校とする

1) 臨時休業の必要性がないと判断された場合

- ① 当該学校園関係者は出席停止又は特別休暇とする
- ② 学校園内において濃厚接触者が0名でも、保健所の指示に基づき消毒を行う
- ③ 個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しない

2) 臨時休業を行う必要があると判断された場合

- ①保健所の助言に基づき、濃厚接触者等の陰性が確認されるまでの期間（翌日の休校と合わせて2～3日間）の臨時休業（学級、学年、学校全体）を行う
- ②濃厚接触者等の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行う
- ③校園内において濃厚接触者が0名でも、保健所の指示に基づき消毒を行う
- ④学校園名及び年代、性別の公表を、教育委員会事務局で行う
- ⑤保護者に対して、文書等にて隨時連絡する

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する差別・偏見・誹謗中傷につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、園児児童生徒に対して、発達段階に応じた指導を行う。

2 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

(1) 各教科等（主な内容）

1) 感染症対策

- ・各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底や、マスクを装着するよう指導するなど、感染症対策を講じた上で新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業を工夫する。
- ・教材、教具など共用するものについては、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後の手洗いを徹底する。

2) 熱中症対策

- ・こまめな水分補給等を行う等、熱中症について十分注意する。
- ・登下校時は、特に熱中症が発生するおそれがあるため、冷却タオルなどの「熱中症対策グッズ」の持参やランドセル以外のカバンの使用を認めるなど、学校の実態に応じて柔軟に対応する。

(2) 部活動（主な内容）

- ・生徒の健康・安全を第一に考慮して、感染状況に応じて実施内容や方法を工夫する。
- ・伊丹市中学校部活動に関する方針（改定版）に基づき、学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ・公式試合、練習試合、合同練習を実施する場合は、感染症対策を講じた上で実施すること。
- ・朝練習を行う場合は、活動前に健康チェックを必ず行う。
- ・こまめな水分補給等を行う等、具体的な熱中症対策を講じる。
- ・運動部活動の実施にあたっては、体育の授業時における留意事項を踏まえる。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(3) 給食（主な内容）

- ・給食前後の手洗いや机を前に向ける、喫食中の会話を控える等の感染症対策を徹底する。
- ・給食当番は、エプロン、マスクを着用した後で、必ず手洗いをする。
※ 家庭科等で使用する個人持ちのエプロンを使用してもよい
- ・給食に不安があり欠食を希望する家庭については、弁当の持参を認める。
- ・「欠食の希望」若しくは「欠席」のため、給食を止める場合は、欠食・停止の手続きを行う。
※ 欠食の期間が決まっている場合は、「学校給食欠食届出書」の提出が必要となる
※ 欠食の期間が決まっていない場合は、「学校給食停止（再開）届出書」の提出が必要となる
※ 欠食・停止（再開）は、手続きの4日後からが対象となるため、十分に注意が必要である
※ 5日間以上連続して欠食する場合が精算の対象となる

(4) 清掃活動

- ・清掃により清潔な空間を保つ。
 - ※ 通常の清掃活動の一環として新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて消毒の効果を取り入れる（発達段階に応じて児童生徒が行ってもよい）
 - ※ 机、椅子については、特別な消毒作業は必要ないが、清掃活動において、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う等、衛生環境を良好に保つ
 - ※ 床については、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は必要ない
 - ※ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない
- ・十分に換気し、実施する。
- ・会話を控え、マスクを着用した上で実施する。
- ・清掃終了後は、必ず石けんを使って手洗いを実施する。
- ・清掃用具を共用する場合は、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

3 学校教育活動について

(1) 長期休業

3ヶ月におよぶ休校により失われた欠時数を補うため、長期休業中に授業を実施する。

- ・冬期休業の期間を12月29日（火）～1月5日（火）とする。

(2) 学校行事

学校行事は学校生活に潤いを与えるものであるが、「3密」の回避が極めて困難なことから、以下の行事については、中止若しくは縮小する。

中止する行事		
体育大会	音楽会（小学校）	合唱コンクール及び学習発表会の舞台発表（中学校）
修学旅行	交歓音楽会	林間学校
縮小する行事		
・環境体験学習（小学校3年）……………年間1回に縮小		
・自然学校（小学校5年）……………宿泊を伴わない体験学習（1回）に縮小		
・トライやる・ウィーク（中学校2年） ……地域と連携した奉仕活動等（1回）に縮小		

(3) 学期の設定（小・中・特別支援学校）

教育活動の充実を図るため、学期の設定は下記のとおりとする。

1学期		2学期		3学期	
始業式	終業式	始業式	終業式	始業式	修了式
4月7日	8月31日	9月1日	12月28日	1月6日	3月25日

(4) 再開後の取組

1) 確かな学力の育成

長期の休業により、生活習慣の乱れや、学習意欲の低下などが想定されることから、これらの状況を見極め、子どもがスムーズに学校での学びを再開できるよう指導にあたる。

① 学校再開後すぐに取り組むことについて

- ・臨時休業中の宿題を点検及び丁寧な指導をする。
- ・学校での学習のきまりや方法を身に付ける。
- ・宿題等、毎日計画的に家庭学習を行う習慣を身に付ける。
- ・アンケート等を実施し、学習状況を把握する。
- ・教材の精選を含めた教育課程の見直しを行う。

② 授業で大切にすることについて

- ・教科書を丁寧に指導する。
- ・主体性を育むための「見通し」と「振り返り」や「めあて」と「まとめ」を行う時間を確保する。
- ・コロナによる臨時休業中に感じたこと等をまとめ、生活に生かせるようにする。

- ③ 一人ひとりの学びを保障することについて
- ・必要に応じて、放課後等に個別の指導を行う。
 - ・個に応じた習熟度別授業や少人数授業を行う。

- ④ 学校再開後、1年を見通して取り組むことについて
- ・全国学力・学習状況調査を活用し、状況を把握し対策を講じる。
 - ・子どもと教員がスムーズにオンライン学習を実施できるように準備する。
(全ての対応において、PDCAサイクルを確立する)

2) 豊かな心の育成

長期の休業により、登校や学校生活、学習などについて不安を抱えている子どもたちが一定数いることが想定されるため、それらの状況を客観的に把握し指導にあたる。

また、不安から落ち着きがなくなったり、不安の裏返しとして言動が荒れたり、友だちと会える喜びから気持ちのコントロールが難しくなったりする子どもたちが想定されるため、傾聴的な態度を基本として指導にあたる。

① 実態の把握

- ・必要に応じ、ストレスチェックを実施する。(スクールカウンセラーの活用)
(担任、学年の先生、養護教諭、スクールカウンセラー、ひょうごっ子なやみ相談等)
※ 調査により、状況を把握するとともに、子どもたちに相談できる相手を周知する

② 心のケアの実施

- ・スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
- ・相談体制を確立する。(学校全体で取り組む)
- ・全ての子どもたちとの会話を心がける。
※ 文書でのやりとりや挨拶、休み時間の会話も含む
※ よく聞き、認める

3) 健やかな体の育成

臨時休業に伴い、体育授業や休み時間、部活動など、体を動かす機会が失われたことにより、多くの児童生徒が運動不足となっている。

この課題を解決するために、運動の「質の確保」と「機会の確保」、「意欲の向上」の3つの視点から、家庭と学校が連携し、計画的・継続的に取り組む。

① 質の確保

- ・体育授業開始時に、サーキットトレーニングや補強運動を実施する。
※ 様々な運動(遊び)を行う上で最低限必要となる基礎体力を高めることで、運動不足を補うことを目的とする
※ 運動不足による主な課題である体幹を鍛え、「筋力」「柔軟性(可動域)」「持久力」の育成という視点で、単元を超えて実施する
- ・体育授業を通じて、児童生徒の体力の現状を把握し、課題の解決に努める。
※ 体力調査にある種目(50m走)の実施等により現状を把握する

② 機会の確保

- ・体育授業において、実施時期の変更や実施方法を工夫する。
- ・部活動において、実施方法等を工夫する。
- ・休み時間における外遊びを奨励する。
- ・家庭における運動機会の充実を図る。

※ 家庭や一人で実施できるものとし、達成感を実感しやすいものとするよう配慮する

③ 意欲の向上

- ・学習カード（がんばりカード等）の活用により、意欲の向上を図る。
- ・国等が示す動画や資料等を効果的に活用し、意欲の向上を図る。

（5）再び臨時休業となった場合の対応

今後の状況によっては、再び臨時休業となることも想定される。「子どもたちの学び」等を止めないため、ICTを積極的に活用するとともに、従来のプリントも併せて活用するなど、様々な方法により、子どもたちの「学びの保障」「心のケア」「運動不足の解消」の支援を行っていく。

1) 学びの保障

- ・各学校の進度にあった授業動画等を配信する。
- ・教科書に準拠したプリントを配布する。
- ・授業の進度等に対応したオンライン学習を実施する。
- ・基本的な生活習慣確立のための生活計画表を作成させる。（生活や学びの見える化）
- ・家庭学習プリント「みんなの学習クラブ」を活用する。

2) 心のケア

- ・電話や家庭訪問等を通じて、児童生徒の心身の健康状態の把握を行う。
- ・特別な支援が必要な児童生徒については、電話や面談等によるきめ細かな対応を行う。

3) 運動不足の解消

- ・国等が示す動画や資料等を効果的に活用し、家庭における運動機会の充実を図る。

※ 兵庫県教育委員会事務局体育保健課学校体育班動画サイト

http://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/taiiku-bo/htdocs/?page_id=35

4 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

1) 「身体機能の発達」に係る配慮

幼児期は身体機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、十分な配慮が必要である。

- ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗い、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行なうことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保する。
- ・気温、活動内容によって、マスクの着用には十分に注意する。
- ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、園児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫する。

2) 「遊び」に係る配慮

幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の園児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、十分な配慮が必要である。

- ・園児が遊びたくなる拠点の分散や園児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教員の援助を行う。
- ・園児が楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫する。
- ・園児が歌を歌う際には可能な限り一人一人の間隔を開け、人がいる方向に口が向かないようにする。

3) その他の配慮

- ・登園、降園の送迎は、保護者同士が密接とならないよう配慮する。

5 その他

(1) 学校園施設の施設開放

- ・市の公共施設の閉鎖期間または部活動自粛期間は、学校園施設開放を中止とする。
- ・当該学校園が臨時休業となった場合、学校園施設開放を中止とする。
- ・活動に際しては「学校施設開放事業の再開における注意事項、利用制限等」を遵守し、中学校を利用する団体については「学校施設開放利用後に関する報告書」を提出する。
 - ※ 他市の状況や市の公共体育施設の状況等を鑑みながら、場合によっては屋外施設のみから開放する等段階的な実施を検討する
 - ※ 施設開放実施における基本的な保健衛生管理や活動内容の制限については、学校部活動における対応に準じる

(2) 就学援助等

- ・就学援助の申請は、年度末まで隨時受け付けているため、従来通りの対応とする。
- ・市立高等学校授業料等は、「伊丹市立高等学校授業料等徴収条例」及び「伊丹市立高等学校授業料等徴収条例施行規則」において減免規定が定められていることから、規定に基づき対応する。
 - ※ 家計が急変した学生等への支援については、高等学校修学支援制度について周知する

(3) 「児童くらぶ」等のための教室の活用等

密集を回避し、感染を防止する観点から、一定のスペースを確保する。
特に、おやつや昼食など飲食を伴う場面では、マスクをはずした活動になり、感染リスクが高まることから、スペースを確保する。

- ・教室や図書室、運動場、体育館等については、児童くらぶ等の希望を勘案し、学校施設の利用を認めるなど、積極的かつ柔軟に対応する。
- ・活動中、児童に発熱、体調不良等の症状が見られた場合は、保護者のお迎えまでの間、速やかに児童を隔離する必要があるが、児童くらぶの部屋の数や構造によって隔離することが難しい場合もあることから、保健室等の利用を認めるなど、必要な支援に対して柔軟に対応する。

保護者の皆様へ(協力のお願い)

① 健康観察の実施

- ・ご家庭で毎朝の検温と健康観察を実施し、健康観察表に記入してください。(サインも必要です)
- ・発熱や風邪症状がある場合は登校させずに、自宅で休養させてください。(出席停止とします)
- ・学校で発熱や風邪症状が見られた場合は早退としますので、自宅で休養させてください。
※ 症状が見られた時点で家庭へ連絡しますので、迎えをお願いします

② 持ち物（感染防止策）の徹底

- ・登校園の際は、必ずマスクを着用させてください。(色や素材は制限しません)
※ 学校園生活では通常、マスクを着用することになります
- ・自分用のタオルやハンカチ、ティッシュ、マスクを入れる袋を持たせてください。
※ 文具なども共用できませんので、忘れ物にご注意ください

③ 生活習慣の確立

- ・抵抗力を高めるために、普段から規則正しい生活ができるようお願いします。

④ 感染拡大防止のための情報共有

- ・園時児童生徒やその同居者が PCR 検査を受ける場合は、速やかに在籍する学校園へご連絡ください。